

改正85の改正への対応方針(案)

	概要	対応方針	
VOL.1 無線航法支援	<p>【仮訳】 ビル又は地面反射により希望波の反射信号で干渉を引き起こす着陸誘導システム(ILS)ローカライザーの信号品質の改善 Improvement of the instrument landing system (ILS) localizer signal quality at aerodromes where building or terrain reflections cause interference of the reflected signal with the desired signal;</p>	<p>国内の既存ILSの状況を把握するとともに、既に設けられた国内規定を考慮しつつ、当該改正を反映するかについて技術的検討を行う。 ※ ILSを設置する際のローカライザー信号に関する基準の緩和であることを考慮する。</p> <p>→ 地形等により止むを得ない場合又は航空に支障がない場合におけるILS覆域条件の緩和に関する内容であり、条約及び法令等に義務付けがないことから、引き続き検討を要する。</p>	1
	<p>【仮訳】 全地球的航法衛星システム(GNSS)カテゴリIIによる誘導運用の拡大 Extension of global navigation satellite system (GNSS) Category I approach operations; and</p>	<p>当該改正は、GNSSを利用した着陸誘導運用に関する基準を設けるものである。 当該改正が電波法に定める技術的条件に該当するか検討を行う。</p> <p>→ 条約及び法令等に義務付けがないことから電波法関係規定への反映の必要はないものと思料。</p>	2
	<p>【仮訳】 GLONASSの向上 Evolution of the <u>G</u>lobal <u>N</u>avigation <u>S</u>atellite <u>S</u>ystem (GLONASS).</p>	<p>当該改正は、国内で利用する予定がないので技術的検討は行わない。</p>	3

		→ 当該改正は、条約及び法令等に義務づけがないとともに、国内で利用する予定がないので技術的検討は行わない。	
VOL.3 PART1 デジタルデータ 通信	【仮訳】 24ビットアドレスの締約国への分配及び分配表の更新に関する手順の改善 Improvement of the procedure for the allocation of 24-bit addresses to States and updating the table of allocations.	当該改正が、電波法に定める技術的条件に該当するか検討を行う。 → 引き続き検討を要する。	4
VOL.4 監視と衝突システム	【仮訳】 運用実態をもとにした二次監視レーダ(SSR)(モードA/CとS)及び1090MHzの拡張スキッタを使用するADS-Bに関する規定の更新 Update of provisions relating to secondary surveillance radar (SSR) (Modes A/C and S) and automatic dependent surveillance — broadcast (ADS-B) using 1 090 MHz extended quitter resulting from operational experience;	当該改正に対応する機器の導入・改修状況を踏まえつつ、当該改正を反映するかについて技術的検討を行う。 → 85改正に適合する機器については、経過措置を設けた上で電波法関係規定に追記することが適当と思料。	5
	【仮訳】 航空交通監視に使用するMLATシステムに関するシステムレベル及び機能に関する要求条件の導入 introduction of a system-level and functional requirement for multilateration systems used for air traffic surveillance;	当該改正は、昨年情報通信審議会から答申を受け、平成21年10月に電波監理審議会に諮問し、12月に答申を受け、平成22年3月に制度化していることから、対応を要しない。	6
	【仮訳】 機上で、ADS-B INメッセージの使用により可能となる機上監視アプリケーションに関する初期的な技術的要求条件の導入 Introduction of an initial set of technical requirements for airborne	当該改正に対応する機器の義務化の動向を踏まえつつ、当該改正を反映するかについて技術的検討を行う。	7

<p>surveillance applications that are enabled by the use of ADS-B IN messages on the flight deck;</p> <p>【仮訳】 接近した交通、交通情報 (TA)及び回避情報(RA)の表示に関する新たな要求条件 New requirements for display of proximate traffic, traffic advisory (TA) and resolution advisory (RA);</p>	<p>→ 電波法関係規定に追記しないことが適当と思料。</p>	<p>8</p>
<p>【仮訳】 関連する最近の進展を踏まえたハイブリッド監視に関する規定の更新 Update of provisions on hybrid surveillance in light of relevant recent developments; and</p>	<p>当該改正に対応する機器の導入状況及び義務化の動向を踏まえつつ、当該改正を反映するかについて技術的検討を行う。</p> <p>→ 現状における航空機の運用実態を踏まえながら、引き続き検討。</p>	<p>9</p>
<p>【仮訳】 衝突回避システム(CAS)ロジック(一般的に航空機衝突回避警告システム(TCAS)バージョン 7.1 と呼ばれる)の新たなバージョンの実施により影響される RA(回避情報)が発せられている間の自機の垂直離隔距離のモニターに関する新たな機能要求条件の導入 CASロジックの新たなバージョンは、RAのアナウンスの「垂直速度を調整せよ調整せよ」から「レベルをオフせよ」への変更も含む introduction of a new functional requirement for monitoring own aircraft's vertical rate during an RA which would be affected by implementing a new version of the collision avoidance system (CAS) logic (commonly referred to as traffic alert and collision avoidance system (TCAS) Version 7.1).</p>	<p>当該改正に対応する機器の導入状況及び義務化の動向を踏まえつつ、当該改正を反映するかについて技術的検討を行う。</p> <p>→ 85改正に適合する機器については、経過措置を設けた上で電波法関係規定に追記することが適当と思料。</p>	<p>10</p>

	<p>The new version of the CAS logic would also include a change in the annunciation of the RA “Adjust Vertical Speed, Adjust” to “Level Off”.</p>		
--	---	--	--